

**令和2年度
自治基本条例に係る本市の取組**

令和3年7月

茅ヶ崎市

はじめに

本市では、平成22年4月1日に、自治の基本理念やそれを実現するための制度等を定めた茅ヶ崎市自治基本条例を施行しました。

この条例を着実に推進するため、同年5月に、この条例に基づいて取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールをまとめた「茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン（平成22年度～平成24年度）」を策定し、その進行管理を行うとともに、毎年、その進捗状況を公表してきました。

また、自治基本条例が形骸化することのないよう、平成24年度及び平成28年度に同条例の検証を行いました。この検証を踏まえ、平成29年度以降に取り組むべき事項等をまとめた「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」を平成29年3月に策定しました。この新たなアクション・プランにつきましても、進行管理を適切に行い、毎年、その進捗状況を公表してまいります。

本書は、このアクション・プランに掲げられている事項のうち令和2年度に取り組んだ内容をまとめたものです。

平成29年度から令和2年度までの4年間の取組の内容及びスケジュールについては、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」をご覧ください。

※ 「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」で平成31年度と表記していた部分は令和元年度と、平成32年度と表記していた部分は令和2年度と置き換えています。

※ 令和3年度以降は、令和2年度に実施した検証を踏まえ、条文に規定された事項を推進するための取組を掲げた「茅ヶ崎市自治基本条例推進方針（以下「推進方針」という。）」を策定し、「推進方針」に則った取組を進めてまいります。

茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち
令和元年度までに取組が終了した項目

<p>第17条関係 （政策法務等）</p>	<p>自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備</p>	<p>条例等を体系的に整備するための方法について検討を重ね、「市民主体による自治の推進」を趣旨として、「自治の基本理念」及び「市政運営の基本原則」を踏まえて必要となる条例等の整備を行うこととしました。</p> <p>現時点において、「自治の基本理念」や「市政運営の基本原則」に関連して整備が必要な条例等は見受けられないことから、茅ヶ崎市公文書等管理条例の制定をもって、自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備は完了するものとの結論に達しました。</p> <p>※平成30年度取組終了</p>
<p>第25条関係 （コミュニティ）</p>	<p>コミュニティに関する規定の見直しの検討</p>	<p>第25条第1項は、コミュニティが活動を通じて地域に貢献しているのであれば、そのコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、地域の自治の担い手となることから、その活動も尊重されるべきであるという理念を規定している条項であると再認識しました。</p> <p>条文の一部改正も含め検討を行いました。第1項の解釈と条文は、整合が取れているため、条文を改正する必要はないものとなりました。</p> <p>なお、逐条解説については、条文の趣旨に沿った表現となるよう改訂しました。</p> <p>※平成29年度取組終了</p>
<p>第29条関係 （国等の連携協力）</p>	<p>国際交流に関する考え方の整理</p>	<p>第29条第2項は、地域の課題解決のための有効な取組として国際社会との連携・協力について規定していますが、国際交流については、それ自体は地域の課題解決のための直接的な取組でなく、国際社会との連携を効果的に推進するための基礎となるものであると整理しました。</p> <p>※平成29年度取組終了</p>

<p>新規設定</p>	<p>「危機管理」規定の必要性に関する検討</p>	<p>茅ヶ崎市自治基本条例に、市における危機管理体制の整備又は充実という趣旨の「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討しました。</p> <p>「危機管理」については、平成28年10月策定の「茅ヶ崎市危機管理指針」において、「危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民の生命・身体及び財産の安全、行政に対する信頼を確保すること」をその目的と定めています。</p> <p>また、自治基本条例第18条に基づき策定される茅ヶ崎市総合計画においても、「安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち」や「将来都市像の実現に向けた行政経営」に危機事態・危機管理への対応を掲げ、取組を進めることとしています。</p> <p>危機は様々な分野において存在し得ることから、総合計画に位置づけつつ、統一的な考え方となる茅ヶ崎市危機管理指針に基づき運用します。</p> <p>このように自治基本条例の目的との関係性や、政策上の位置づけが整理されたことから、条例に危機管理の規定は設けないこととしました。</p> <p>※平成30年度取組終了</p>
-------------	---------------------------	--

1 <<第15条（情報の管理）関係>>

- ・アクション・プラン15頁
- ・担当課：総務部文書法務課・文化生涯学習部文化生涯学習課

（アクション・プラン抜粋）

（仮称）公文書管理条例の制定

歴史公文書等を統一的、体系的に整理・分類するとともに、当該文書の保存場所の確保に努めます。

また、（仮称）公文書管理条例の策定に向けた検討を行います。

アクション・プランに掲げられた令和2年度の取組

○ 基準に基づく文書の整理・分類

歴史公文書等の管理・保存の基準に基づく整理・分類を進めます。

~~○（仮称）公文書管理条例の制定~~

~~（仮称）公文書管理条例の制定及び歴史的文書の公開を目指します。~~

○ 公文書等管理条例の施行に向けたガイドラインの作成等（令和2年追記）

※令和2年3月条例公布に伴い、令和2年度の取組を「○（仮称）公文書管理条例の制定」から変更しました。

令和2年度の計画スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準に基づく文書の整理・分類											
	●全員協議会			●全員協議会							
					●全員協議会						
ガイドラインの作成等						職員への周知及び研修等の実施					
関係する例規等の制定及び見直し											

【令和2年度の取組予定】

○ 基準に基づく文書の整理・分類

茅ヶ崎市公文書等管理条例の施行と同時に、歴史公文書等選別基準に則った運用を始めるため、歴史公文書等の取扱い等について、研修等を通じて職員への周知を行うほか、特定歴史公文書等の利用請求開始に向けた準備を行います。

【上半期の進捗状況】

「行政文書の管理に関する指針（案）」において、歴史公文書等の選別に関する考え方をまとめ、市議会全員協議会において説明しました。

【下半期の取組予定】

市議会全員協議会や主管課からの意見を踏まえ、歴史公文書等選別基準の制定を行います。

また、研修等を通じて職員へ周知を図るとともに、上半期に引き続き、特定歴史公文書等の利用請求開始に向けた準備を進めます。

【令和2年度の取組結果】

市民や議会の意見を踏まえ、歴史公文書等選別基準を策定し、研修等を通じて職員へ周知を図りました。

また、特定歴史公文書等の利用請求開始に向け、茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準を制定しました。

○公文書等管理条例の施行に向けたガイドラインの作成等

令和3年4月1日の公文書等管理条例の施行に向けて、関係する例規の見直しや行政文書の管理に関するガイドラインの作成等を行い、これらを職員に周知するとともに、より適切な行政文書管理事務が執行されるように研修等を実施します。

【上半期の進捗状況】

行政文書の管理に関し、関係する例規の見直しを進めるとともに、留意すべき事項や具体的な運用等をまとめた「行政文書の管理に関する指針（案）」を作成し、全員協議会において説明しました。

【下半期の取組予定】

令和3年4月1日の公文書等管理条例の施行に向け、関係する例規の見直しを行い、「行政文書の管理に関する指針」と併せて職員に周知するとともに、より適切な行政文書管理事務が行われるように研修を実施します。

【令和2年度の取組結果】

令和3年4月1日の公文書等管理条例の施行に向け、関係する例規の見直しを行うとともに、条例に基づく行政文書の管理が統一的に行われるよう、留意すべき事項や具体的な運用等をまとめた「行政文書の管理に関する指針」を定め、研修等を通じて職員へ周知を図りました。

2 <<第16条（市民参加）関係>>

- ・アクション・プラン17頁
- ・担当課：総務部市民自治推進課

（アクション・プラン抜粋）

（1）パブリックコメント手続の運用の適正化

パブリックコメント手続の実施や運用の流れについて、実際にふさわしい時期の認識や意見の扱い方、提案者への返答などを含めて、職員の認識を統一し、運用の適正化を図ります。

アクション・プランに掲げられた令和2年度の取組

○マニュアルに基づく適正な運用

平成29年度に策定したマニュアルに基づき、パブリックコメント手続を適正に運用します。

令和2年度の計画スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員のための市民参加手続ガイドを活用したパブリックコメント手続の適正な運用											

【令和2年度の取組予定】

○マニュアルに基づく適正な運用

職員研修等のさまざまな機会を捉え、各課に配布している職員向けマニュアル（職員のための市民参加手続ガイド：平成29年度作成）を周知し、パブリックコメント手続を適正に運用します。

【上半期の進捗状況】

職員からパブリックコメント手続の相談を受けた際には、策定した職員向けマニュアルを活用して説明しました。策定した職員向けマニュアルについては、職員閲覧ポータルサイトへの掲載などにより周知しました。

【下半期の取組予定】

パブリックコメント手続の適正な運用を図るため、上半期に引き続き、マニュアルを活用した職員への説明や職員研修等での周知・啓発を行います。

【令和2年度の取組結果】

パブリックコメント手続の適正な運用を図るため、マニュアルを活用した職員への説明や職員研修等での周知・啓発を行いました。

3 <<第16条（市民参加）関係>>

- ・アクション・プラン18頁
- ・担当課：総務部市民自治推進課

（アクション・プラン抜粋）

（2）市民参加における審議会の位置づけの検討

審議会を構成する委員の選任や、その会議等について、市民参加との関係性を検討します。

アクション・プランに掲げられた令和2年度の実施

○ 検討に基づく運用

審議会を構成する市民委員の選任及びその会議等について、市民参加との関係性を検討し、その結果に基づいて運用します。

令和2年度の計画スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民参加手法の適正な運用（審議会等の委員への市民の選任）											

【令和2年度の実施予定】

○ 検討結果に基づく運用

平成29年度に市民参加における審議会の位置づけについて検討し、市民委員の選任のみを市民参加とすることとしました。引き続き、検討結果を踏まえて適正に運用します。

【上半期の進捗状況】

市民参加条例第13条を踏まえ、審議会等へ市民の多様な意見が反映されるよう、審議会等の委員への市民の選任を市民参加の方法の一つと確認し、運用を行いました。また、市民委員の公募予定のある審議会等については、市ホームページで周知を行いました。

【下半期の実施予定】

審議会等へ市民の多様な意見が反映されるよう、上半期に引き続き、適正な運用に努めます。

【令和2年度の取組結果】

市民参加条例第13条を踏まえ、審議会等へ市民の多様な意見が反映されるよう、審議会等の委員への市民の選任を市民参加の方法の一つと確認し、運用を行いました。

また、市民委員の公募予定のある審議会等については、市ホームページで周知を行いました。

4 ≪第17条（政策法務等）関係≫

- ・アクション・プラン19頁
- ・担当課：総務部行政総務課・文書法務課

（アクション・プラン抜粋）

自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的な整備

自治基本条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備します。

アクション・プランに掲げられた令和2年度の実施

○ 整備実施へ向けた準備

条例等を体系的に整備するための方法に基づき、関係課と調整を図りながら、整備の実施へ向けた準備を行います。

※平成30年度に取組が終了しました。

5 ≪第 19 条（財政運営等）関係≫

- ・アクション・プラン 21 頁
- ・担当課：財務部財政課・企画部企画経営課

（アクション・プラン抜粋）

発生主義会計を取り入れた財務 4 表の公表・財務 4 表の活用の検討

発生主義会計を取り入れた財務 4 表を公表するとともに、その活用方法を検討します。

アクション・プランに掲げられた令和 2 年度の実施

○ 発生主義会計を取り入れた財務 4 表の公表・財務 4 表の活用

前年度決算に基づいて財務 4 表を作成し、公表します。併せて決定した活用方法に基づき、財務 4 表を活用します。

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応及びこれに伴う事務事業の見直しに伴い、令和 2 年度については財務 4 表の作成を見送ることとしました。

6 ≪第20条（行政評価）関係≫

- ・アクション・プラン23頁
- ・担当課：企画部企画経営課・行政改革推進室・財務部財政課

（アクション・プラン抜粋）

(1) 評価結果の予算への反映方法の改善

行政評価の結果をより効果的に予算編成に反映させる方法を検討します。

アクション・プランに掲げられた令和2年度を取組

○ 基本的考え方に基づく事業費の要求

前年に整理した基本的考え方に基づいて、次期総合計画第1次実施計画の事業要求を行います。

○ 基本的考え方の整理（令和2年追記）

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応及びこれに伴う事務事業の見直しに伴い、令和2年度を取組を「○基本的考え方に基づく事業費の要求」から変更しました。

令和2年度の計画スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		事務事業評価			予算編成事務							
令和3年度予算編成方針の策定												
行政評価の結果を予算編成へ反映するための仕組みづくり												

【令和2年度を取組予定】

これまでに整理した行政評価制度全体の課題を踏まえ、目標から事業まで論理的な流れを構築し、評価に活用するための仕組みづくりを行います。また、最小の経費で最大の効果を生むという考え方のもと、評価結果を次年度予算へ反映させる仕組みづくりを行います。

【上半期の進捗状況】

令和元年度に実施した事務事業評価にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務負荷の増加を踏まえ、評価スケジュールの見直しや評価手順の簡略化を図ることで、全庁的な業務負荷を抑え、業務リソースの確保に努めました。

そのような中でも、事業を実施した結果として、どのような「成果」を得られたかという視点による振り返りを行い、休・廃止を含めた事務改善の更なる推進の視点による評価を実施し、その結果を令和3年度予算要求へ繋げるよう取り組みました。

【下半期の取組予定】

令和2年度事務事業評価の結果を公表するとともに、次年度以降における評価の実施方法及び令和3年度事業実施方針を踏まえた次年度予算への反映等について、適切な資源配分に向け、次期総合計画下における行政評価制度のあり方を整理します。

令和3年度の予算要求に当たっては、令和2年度事務事業評価結果との整合を図る旨を予算編成方針に記載し、予算編成説明会にて取組を促します。

【令和2年度の取組結果】

令和2年度事務事業評価の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務負荷の増加を踏まえ、評価スケジュールの見直しや評価手順の簡略化を図ることで、全庁的な業務負荷を抑え、業務リソースの確保に努めました。

そのような中でも、事業を実施した結果として、どの様な「成果」を得られたかという視点による振り返りを行い、休・廃止を含めた事務改善の更なる推進の視点による評価の実施と令和2年度評価結果の公表を行いました。その結果を令和3年度予算要求へ繋げるため、令和2年度事務事業評価結果との整合を図る旨を予算編成方針に記載し、予算編成説明会にて取組を促しました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた次年度の評価の実施方法を検討しました。

次期総合計画の具体的な成果指標を設定し、EBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）やロジックモデルの活用など、その評価制度のあり方を整理しました。

7 ≪第20条（行政評価）関係≫

- ・アクション・プラン24頁
- ・担当課：企画部企画経営課

（アクション・プラン抜粋）

(2) 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定

茅ヶ崎市総合計画（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。

併せて適切な目標設定のあり方について検討を行います。

アクション・プランに掲げられた令和2年度の取組

○ 適切な指標の設定（施策目標・事務事業）

次期茅ヶ崎市総合計画における施策目標及び事務事業に適切な指標を設定します。

令和2年度の計画スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
外部視点の導入にあたっての考え方の整理											
政策目標と指標設定に関する考え方の整理											

【令和2年度の取組予定】

○ 適切な指標の設定（施策目標・事務事業）

新型コロナウイルス感染症対策政策パッケージを踏まえたうえで、次期総合計画において、より効果的な行政評価への外部視点の導入手法を検討します。

【上半期の進捗状況】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う事務事業の見直しや次期総合計画の実施計画の延期に伴い、感染状況を注視しつつ、外部視点を考慮したコロナ禍における行政評価手法についての検討を進めました。

【下半期の取組予定】

上半期に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、令和3年度事業実施方針を踏まえた外部視点の導入手法を検討します。

また、次期総合計画の実施計画が延伸されたことに伴う、次期行政評価の政策目標と指標設定に関する考え方を検討します。

【令和2年度の取組結果】

新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、令和3年度事業実施方針を踏まえた外部視点の導入方法を検討しました。

また、次期総合計画の実施計画が延伸されたことに伴い、次期行政評価の政策目標と指標設定に関する考え方を検討しました。

8 <<第 21 条(行政手続)関係>>

- ・アクション・プラン 25 頁
- ・担当課：総務部文書法務課

(アクション・プラン抜粋)

審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表

各課において設定し、窓口で公表している審査基準等（審査基準、処分基準及び標準処理期間）を市ホームページで公表します。

アクション・プランに掲げられた令和2年度の実施

○ 審査基準等の市ホームページでの公表

引き続き、審査基準等を公表します。

令和2年度の計画スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市ホームページでの公表											

【令和2年度の実施予定】

○ 審査基準等の市ホームページでの公表

引き続き、各課で所管している審査基準等を市ホームページで公表し、適宜更新を行います。

【上半期の進捗状況】

市ホームページで公表している審査基準等を適宜更新しました。

【下半期の実施予定】

引き続き、各課で所管している審査基準等を市ホームページで公表し、適宜更新を行います。

【令和2年度の実施結果】

市ホームページで公表している審査基準等を適宜更新しました。

9 <<第24条（職員通報）関係>>

- ・アクション・プラン28頁
- ・担当課：総務部行政総務課

(アクション・プラン抜粋)

通報事例集の作成

通報しやすさという観点から、職員通報の対象となる事例について事例集を作成し、職員への職員通報制度の周知を図ります。

アクション・プランに掲げられた令和2年度 of 取組

○ 職員への周知

職員通報の対象となる事例集について、職員に対し周知を図ります。

令和2年度の計画スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員への周知											

【令和2年度の取組予定】

○職員への周知

茅ヶ崎市職員通報制度に関する要綱に基づき、違法な行為等に関する通報の仕組みを周知し、制度を適正に運用します。

【上半期の進捗状況】

各課かいに職員通報外部窓口の毎月の相談日について周知を行いました。

【下半期の取組予定】

上半期の取組を継続して行うとともに、職員通報があった場合には通報者の保護等、「茅ヶ崎市職員通報に関する要綱」に基づいて適切に運用します。

【令和2年度の取組結果】

「茅ヶ崎市職員通報に関する要綱」に基づき、各課かいに職員通報外部窓口の毎月の相談日について周知する等、制度の適正な運用に努めるとともに、職員通報委員会を3回開催し、通報内容について、調査等を実施しました。

10 《第25条（コミュニティ）関係》

- ・アクション・プラン29頁
- ・担当課：総務部行政総務課・市民自治推進課

（アクション・プラン抜粋）

コミュニティに関する規定の見直しの検討
コミュニティの結成目的に関わらず、公益の増進を図る活動自体を尊重する旨を、より分かりやすく規定することについて検討します。
※平成29年度に取組が終了しました。

11 《第28条関係》

- ・アクション・プラン32頁
- ・担当課：総務部行政総務課

（アクション・プラン抜粋）

住民投票制度のあり方の検討
住民投票制度の調査・研究を行います。
※平成30年度に市の考え方をまとめ、今後の対応についても整理しました。

12 《第29条関係》

- ・アクション・プラン33頁
- ・担当課：総務部行政総務課・企画部秘書広報課・文化生涯学習部男女共同参画課

（アクション・プラン抜粋）

国際交流に関する考え方の整理
第29条における国際社会との連携・協力と国際交流との関係の考え方を整理します。
※平成29年度に取組が終了しました。

13 《新設規定の必要性に関する検討》

- ・アクション・プラン36頁
- ・担当課：総務部行政総務課・市民安全部防災対策課

（アクション・プラン抜粋）

「危機管理」規定の必要性に関する検討
平成24年度に実施した検証作業において検討した、市における危機管理体制の整備又は充実に関する規定の新設について、改めて、自治基本条例と危機管理との関係を整理し、自治基本条例に「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討します。
※平成30年度に取組が終了しました。

令和3年7月7日
令和3年7月9日

初版発行
2版発行